



訓練事業についての注意事項



1. 訓練事業補助金の考え方

申請額 ①10,000円+世帯数×100円(上限50,000円)
②訓練経費

交付額 ①または②のいずれか低い額の8割

※残りについては自主防災組織でご負担をお願いいたします。

自主防災組織が400世帯の場合

例.1

申請額 ①10,000円+400世帯×100円=50,000円が申請額の上限となります。
②訓練経費が50,000円以上

交付額 ①(50,000円)または②(50,000円以上)のいずれか低い額の8割
よって、40,000円の補助金が交付されます。

例.2

申請額 ①10,000円+400世帯×100円=50,000円が申請額の上限となります。
②訓練経費が40,000円

交付額 ①(50,000円)または②(40,000円)のいずれか低い額の8割
よって、32,000円の補助金が交付されます。

2. 訓練事業の対象となる訓練等

①自主防災訓練

初期消火訓練、救出救助訓練、応急救護訓練、炊出し訓練、避難訓練、図上訓練

②啓発活動

防災講演会、防災パンフレット作成、防災マップ作成

③災害時要援護者対応

安否確認の実践

3. 訓練事業の対象となる飲食費

炊き出し訓練時に必要な原料・材料(米、味噌、野菜等)

非常用保存食品(アルファ米、保存水等)

※ 注意 ※

**市販の弁当・おにぎり、店屋物、ペットボトル飲料、菓子類等は補助金の対象
となりません。もし、事業報告書内訳書に該当するものが含まれている場合
は、その分の補助金は減額となりますのでご注意ください。**

4. 複数の自主防災組織で訓練をする場合

各自主防災組織がいくら支出したかわかるように領収書等を分けてください。